

Monthly 8

組合活性化情報 Information For Small Business Association

Tochigi

2024
vol.675

Pick up!

P1-3

労務費等の価格転嫁交渉に団体協約を活用しよう!



「組合員一同が集結～太子講拝礼において～(宇都宮石材協同組合)」

・ Contents ・

P4. 組合NEWS

- ・ 物流ネットワーク栃木協同組合
- ・ 栃木県製麺組合
- ・ 栃木県道の駅連絡協議会

P5. FLASH

P6~12. 暑中広告

会員の皆様から夏のごあいさつ

P13. 組合ニッポン!めぐり旅/Q&A

P14~15. 景況レポート(令和6年6月)

P16~17. 組合インタビュー「この人に聴く」

Vol.60 宇都宮石材協同組合
理事長 青木克浩 さん

P18. 関係機関からのお知らせ

P19~20. 中央会からのお知らせ



労務費等の価格転嫁交渉に 団体協約を活用しよう！

令和5年11月29日、内閣官房と公正取引委員会は「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（以下「指針」という。）を策定しました。この「指針」は、急激な物価上昇を乗り越え、持続的な構造的賃上げを実現するために、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備する一助となるものです。

I. 指針の性格

- 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針。
- 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処することを明記。
- 他方で、記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨を明記。

「指針」では『組合による団体協約の締結』を価格交渉の手段であるとして次のように記載しています。

II. 団体協約の概要（「指針」より抜粋）

中小企業等協同組合法等に基づく団体協約を利用すれば、独占禁止法の適用が除外されるため、大企業に対して団体で労務費の転嫁に係る価格交渉を行うことも可能である。

独占禁止法が一定の組合の行為に対する適用除外規定を置いている趣旨は、単独では大企業に対抗できない中小事業者によって設立された相互扶助を目的とする組合の事業活動の独立性をある程度確保したまま、一つの事業者として購買事業、販売事業、利用事業、信用事業等の事業活動を行うことを許容するところにある。小規模事業者等にとっては、集団として、大企業である取引事業者に対して取引条件について対等な交渉力を持つことや、大企業である競争者に対等に競争していくことが必要となるという理由で、法律により適用除外が認められているものである。

団体協約とは、事業協同組合や協同組合連合会等（以下「組合」という。）が、中小企業等協同組合法（以下「中協法」という。）に基づき、組合員の経済的地位の改善のために、事業者との間で結び、取引条件に関する取り決めのことです。例えば、取引を行う事業者間で、力関係に優劣があれば、力が劣位にある事業者は、力が優位にある事業者の求める取引条件を受入れざるを得ません。もし、力が優位にある事業者の求める取引条件を受入れない場合には、その事業者との継続的な取引関係を失うことにつながる可能性があるからです。このようなとき、力が優位にある事業者と対等な立場で契約条件について交渉し、取り決めるための手段として、団体協約の締結が認められています。

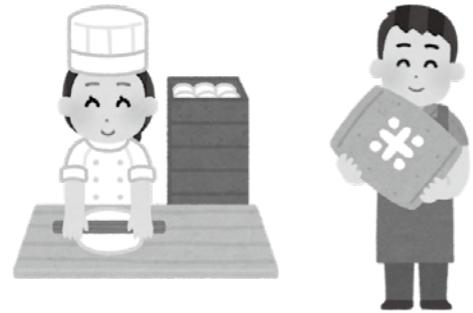
組合は、組合員の取引先事業者等と、提供する財、サービスの価格、提供・納入の期日や方法などの取引条件について団体交渉を行い、団体協約を締結することができます。団体協約で締結された取引条件は、組合員と、団体協約を締結した事業者との間の個別の契約に適用され、団体協約に定める基準に違反して契約した部分については、その基準に従って契約したものとみなされます。

Ⅲ. 団体協約の活用例

(1) 食品製造業協同組合

組合員（食品製造事業者）が取引先（給食関係事業者）との間で、県内の公立小中学校に提供するパン・米飯の製造業務を受託する際の単価を設定することで、適正な受託単価を確保している。

【例】パン30～60g／〇円、米飯50～70g／〇円、
いずれも原料である小麦又は米の使用量に応じて
計算



(2) 貨物運送業協同組合

組合員（貨物運送業者）が取引先（元請けの大手運送業者等）から運送業務を受託する際の最低単価を設定することで、適正な受託単価を確保している。

【例】20kmまで〇〇円、21km～50kmまで1kmごとに〇〇円



Ⅳ. 定款との関係

団体協約を締結するには、定款で定める事業にそのことが明記されていなければなりません。

【様式1】定款規定例 (事業)

第〇条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ……………
- (2) ……………

() 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

Ⅴ. 団体協約締結のための交渉の進め方

【様式2】交渉申出書例

〇年〇月〇日

〇〇株式会社 代表取締役〇〇様

〇〇事業協同組合 理事長 全中 太郎

この度、下記事項について団体交渉を行いたく、中小企業等協同組合法第9条の2第12項に基づき交渉を申し出ます。

記

- 1. 納入する製品（提供するサービス）の最低価格について
- 2. 納品に係る支払期日及び支払方法について

(1) 交渉の申出

- ① 組合の代表者が、交渉開始の3日前までに、交渉をしようとする事項を記載した書面を送付して申し出なければなりません。（中協法施行令第7条第1項）
- ② 交渉担当者の数は、5人以内に制限されません。（中協法施行令第7条第2項）

(2) 交渉応諾義務

組合の組合員と取引関係がある事業者（小規模の事業者を除く。）は、その取引条件について組合の代表者が政令の定めるところにより団体協約を締結するため交渉をしたい旨を申し出たときは、誠意をもってその交渉に応じる義務があります。（中協法第9条の2第12項）もし、相手方が交渉に応じない場合等には、行政庁に対してあつせん又は調停を申請することができます。そして、行政庁は、経済取引の公正を確保するため必要があると認めるときは、速やかにあつせん又は調停を行うこととされています。（中協法第9条の2の2）

VI. 団体協約の締結手続

団体協約を締結するための要件は以下のとおりです。（中協法第9条の2第13項）

- ①団体協約であることを明記した書面による締結であることが必要です。
- ②団体協約の内容について総会の承認が必要です。事前に組合員の意見を集約しておくことが重要です。

【様式3】 団体協約例

団体協約

〇〇事業協同組合及び〇〇株式会社は、以下の通り、中小企業等協同組合法第9条の2第1項第6号の団体協約を締結する。

第1条 納入する製品（提供するサービス）の最低価格に関する事項

- 1 〇〇事業協同組合の組合員が〇〇株式会社に納入する製品（提供するサービス）の最低価格は ●kg（●種別、●工数）あたり、●●●円とする。
- 2 各組合員は団体協約で締結されている料金未満では●●を製造（提供、受託）しない。
- 3 見積書作成にあたっては、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会）に基づき、原材料価格、エネルギーコスト、労務費など、各コスト要素に分けて、それぞれ単価、小計等で作成すること。

第2条 納品に係る支払期日及び支払方法に関する事項

- 1 〇〇株式会社が代金を支払うべき期日は、原則、●●日までの払いとする。
- 2 〇〇株式会社の納品に係る代金の支払方法は、●●とする。

後日の証のため、本協約を2通作成し、1通ずつ保有する。

〇年〇月〇日

〇〇事業協同組合 理事長 全中 太郎
〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇

VII. 留意事項（独占禁止法との関係）

中小企業等協同組合法及び独占禁止法に基づき、中小企業者により構成される事業協同組合や事業協同小組合の行為（これらの組合により構成される協同組合連合会の行為）は、独占禁止法の適用除外となります。ただし、独占禁止法の適用除外となる組合の行為であっても、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合は、独占禁止法の適用除外となりません。

VIII. 中小企業組合による団体協約等の相談窓口

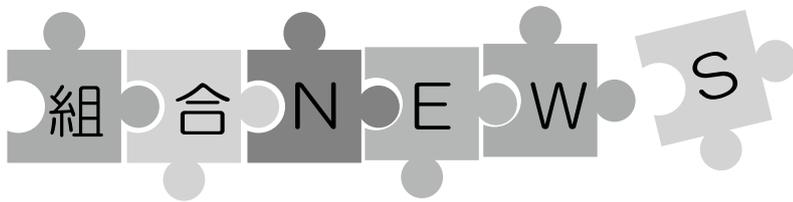
- 団体協約等の中小企業組合制度一般の相談について
最寄りの都道府県中小企業団体中央会又は全国中小企業団体中央会
<https://www.chuokai.or.jp/index.php/bussinesslink/chuokailinklist/>
- 中小企業等協同組合法・中小企業団体の組織に関する法律について
中小企業庁 経営支援部 経営支援課 TEL：03-3501-1763
- 独占禁止法適用除外制度について
公正取引委員会 事務総局 経済取引局 調整課 TEL：03-3581-5483
- 組合又は組合員による個別具体的な取組に関する独占禁止法上の懸念点について
公正取引委員会 事務総局 経済取引局取引部 相談指導室 TEL：03-3581-548

IX. 栃木県中小企業団体中央会による支援メニュー

栃木県中小企業団体中央会では、組合等を対象に、円滑な価格転嫁実現のための方策について、専門家を交えたヒアリングを行い、組合の要望に合わせた内容で講習会等を開催するなどの支援を行います。

- ・ 価格転嫁を検討しているが、何から手を付けたらいいかわからない。
- ・ 価格転嫁の手法を学びたい。
- ・ 原材料・エネルギー価格や労務コストが上昇しているため、価格転嫁を検討したい。

こういったお悩みをお持ちの会員様は、ぜひ本会事業管理部（TEL：028-635-2300）までお問い合わせください。



■ 創立30周年記念式典・祝賀会を開催

物流ネットワーク栃木協同組合

6月21日、物流ネットワーク栃木協同組合の創立30周年記念式典・祝賀会が、宇都宮東武ホテルグランデにて開催されました。

当日は福田富一栃木県知事をはじめ、関東運輸局栃木支局長や（一社）栃木県トラック協会会長ら多数の来賓が臨席され、本会からは横倉正一会長が出席しました。

記念式典では、表彰式として歴代理事長3名へ感謝状が授与され、受賞者を代表して、初代理事長である相良栄氏（相良運輸株式会社 代表取締役会長）から挨拶が述べられました。

祝賀会では、「とちぎの地酒乾杯条例」に則り、宇都宮市の地酒「澤姫」で乾杯が発せられ、和太鼓・宝塾による和太鼓演奏、榎横倉本店による日本酒飲み比べ、香蘭による焼餃子の提供など、様々な余興で終始大いに盛り上がりしました。



■ 令和6年度第1回研修会を開催

栃木県製麺組合

7月3日、トライ東 宇都宮市青少年活動センターにて令和6年度第1回研修会が開催されました。

当組合では、組合員及び賛助会員を対象に業界の現状や今後の製麺業界のトレンドについて学ぶ研修会を年2回開催しております。今回は上野商事株式会社及び日清製粉株式会社より小麦価格の動向とトレンド並びに近年の消費者の健康志向への対応について、試食を交えてご講義いただきました。

研修会終了後は、会場をホテルマイステイズ宇都宮に移して懇親会を開催し、参加者は情報交換をして親睦を深めました。



■ 限定ピンズを当てにしよう！

栃木県道の駅連絡協議会

栃木県内25の道の駅で販売されているオリジナルロゴマーク入りピンバッジ「ピンズ」について、7月5日より新たに「イチゴ型ピンズ」と「ゴールドピンズ」が発売されました。

従来のピンズは青看板の「ノーマル」のみでしたが、今回追加された「イチゴ型」は栃木県道の駅連絡協議会が発足20周年を迎えるにあたり、県のイメージであるイチゴをイメージしたもので、「ゴールド」は今年がオリンピックイヤーであることを受けてそれぞれ製作されました。

ピンズは各駅のカプセルトイにて1回100円で販売されており、投入割合はノーマル75%、イチゴ型15%、ゴールド10%となっております。限定販売の各レアなピンズを、是非当てに行きましょう！



FLASH

～中央会事業の様子をお伝えします～

▶▶ 令和6年度関東甲信越静ブロック中小企業青年中央会第1回代表者会議等を開催

7月5日、栃木県青年経営者中央会が幹事県となり、ホテル東日本宇都宮において標記会議等を開催しました。

第1回代表者会議では、本県の井上裕史会長が議長となって議案の審議を行い、第1号から第5号議案まで全て原案通り可決決定されました。代表者交流会では、井上会長が座長となって各都県代表者らによる意見交換を行いました。

続いて講習会が行われ、講師として株式会社デーリーファーム富士山 代表取締役の高橋雄幸氏をお招きし、「チーズを通じた地域活性化を実現する産地戦略」をテーマにお話いただきました。

高橋氏は食を通じて観光都市を創りたいという思いから、平成24年に「那須ナチュラルチーズ研究会」を設立し、その過程で他社との差別化を図るべく山羊のチーズ作りを開始しました。また新しいスタイルの牧場を立ち上げる際にクラウドファンディングにも取組み、目標金額を大きく上回る支援を受けることができました。今後の経営に必要な要素として、自社のファンを増やしていくこと、SNS等を活用した楽しい情報発信を行いながら、意識改革に取り組んでいくべきことを語られました。

その後懇親会に移り、各都県青年中央会同士で異業種の情報交換が活発に行われ、会員相互の親睦が深められました。懇親会の中で、全国中小企業青年中央会出向役員及び関東甲信越静ブロック中小企業青年中央会直前会長への記念品の贈呈が行われました。



▶▶ 中小企業省力化投資補助金 事務局開設のお知らせ

中小企業省力化投資補助金の応募・交付申請受付が6月25日から開始されたことに伴い、本会では同日より栃木県省力化補助金事務局を開設し、業務を行っております。

本補助金に関する相談については、特設サイト内の「インフォメーション窓口」から事前予約が必要です。詳細は、下記QRコードよりご参照ください。

なお、本補助金特設サイトにおいて、第2回公募に係るスケジュールが公表されておりますので、応募をご検討の方は下記QRコードより詳細をご確認ください。



◎ 「インフォメーション窓口」 <https://reserva.be/shoryokuka>



◎ 「中小企業省力化投資補助金 特設サイト」 <https://shoryokuka.smrj.go.jp/>



酒類販売を通して
楽しい豊かな食生活をサポートいたします。

株式会社横倉本店

代表取締役社長 横倉正一

(本社) 宇都宮市問屋町3172-6
TEL 028(656)7777/FAX 028(656)8888
(鹿沼支店) 鹿沼市流通センター64
TEL 0289(76)0777/FAX 0289(76)0888

栃木県米菓協同組合

理事長 膝附武男
外 組合員一同

栃木市城内町2-15-1
TEL 0282(21)7784
FAX 0282(22)3111

足利鉄工団地協同組合

理事長 伊藤清志
外 組合員一同

足利市福富新町726-24
TEL 0284(71)0922
FAX 0284(71)0923

栃木県北建設業協同組合

代表理事 岩見武
副理事長 生駒憲一
同 青木孝一
外 組合員一同

大田原市紫塚4-3944-120
TEL 0287(22)2124
FAX 0287(22)2125

栃木県自動車整備商工組合

理事長 喜谷辰夫
副理事長 小平雅久
同 阿部健三
同 齊藤功

宇都宮市八千代1-9-10
TEL 028(659)4370
FAX 028(658)9532

組合員一人ひとりの夢の実現
コミュニティ再生と「持続可能な社会」実現への貢献

こらぼワーク 企業組合とちぎ労働福祉事業団

理事長 佐藤賢二

宇都宮市西川田7-1-2
TEL 028(645)5561
FAX 028(659)4959
URL: <http://www.kyoudou.net/>

宇都宮卸商業団地協同組合

理事長 瓦井成
外 組合員一同

宇都宮市問屋町3172-1
TEL 028(656)2323
FAX 028(656)7275
URL: <http://www.umic.or.jp/>

鹿沼木工団地協同組合

理事長 白石修務
外 役員一同

鹿沼市茂呂2611-1
TEL 0289(62)5171
FAX 0289(62)5174
URL: <http://www.kmk-net.com/>

暑さ厳しい折から皆様のご健勝をお祈り申し上げます

栃木・あなたの街の接骨院、整骨院
栃木県柔道整復師協同組合

理事長 江原 義明
外 理 事 一 同

宇都宮市西一の沢町4-7
公益社団法人 栃木県柔道整復師会内

TEL 028(648)0532

FAX 028(648)1847

E-mail:tochigi@sekkotuin.jp

URL:http://www.sekkotuin.jp/



くらしの水、いのちの水を大切に守る。

宇都宮市管工事業協同組合

理事長 中村 勝敏
副理事長 小牧 伸
同 柿 沼 操
外 組 合 員 一 同

宇都宮市平出工業団地44-28

TEL 028(683)5600

FAX 028(663)2117

URL:http://www.u-kankoji.or.jp/

栃木県陸砂利採取業協同組合

理事長 佐藤 茂秀
外 役 職 員 一 同

那須塩原市上厚崎273-34

TEL 0287(74)5126

FAX 0287(74)5127

URL:http://www.tochigi-jari.net/

「産業人の熱い心とともに歩む
地域密着型のリーディングカンパニー
いま、先進の技術で産業新時代を拓きます。」

高圧ガス・溶接機材・工作機械の技術商社

光機材株式会社

取締役会長 瓦井 利宗

代表取締役社長 瓦井 成

本社/宇都宮市問屋町3172-62

TEL 028(656)3155

URL:http://www.hikari-kizai.com/

支店/郡山 営業所/小山・大田原

栃木県トラック協会協同組合

理事長 神山 義徳
外 役 職 員 一 同

宇都宮市八千代1-5-12

TEL 028(615)2400

FAX 028(615)2401

URL:https://tochigi-truck.org/

那須野環境整備事業協同組合

理事長 白井 秀樹
外 組 合 員 一 同

大田原市今泉429-17

TEL 0287(23)3231

FAX 0287(23)3664

住みよい地域社会づくりに貢献する

協業組合環境整美公社

理事長 北川 典生
外 役 職 員 一 同

大田原市今泉429-17

TEL 0287(23)3231

FAX 0287(23)3664

協同組合栃木県消防設備保守協会

理事長 松田 清二
外 役 職 員 一 同

宇都宮市花園町6-7

TEL 028(651)0709

FAX 028(649)5777

URL:http://tochishosetsu.jp/

E-mail:info@tochishosetsu.jp

栃木県中央生コンクリート協同組合

理事長 田上 秀文
外 役職員一同

宇都宮市平松本町1140-1
TEL 028 (635) 5583
FAX 028 (635) 5587

栃木県弁護士協同組合

代表理事 平野 浩視
外 役職員一同

宇都宮市明保野町1-6
TEL 028 (689) 9000
FAX 028 (689) 9018

栃木県臓器協同組合

理事長 加賀田 敏雄
外 役職員一同

宇都宮市川田町220
TEL 028 (656) 5993
FAX 028 (656) 6824

平家の里湯西川協同組合

代表理事 山城 晃一
外 役職員一同

日光市湯西川1042
TEL 0288 (98) 0126
FAX 0288 (98) 0568
URL:<http://www.heikenosato.com/>
E-mail:heikenosato@indigo.plala.or.jp

日光建設業協同組合

代表理事 榎本 美明
外 組合員一同

日光市上鉢石町1087
TEL 0288 (54) 0140
FAX 0288 (53) 3419
URL:<https://nikkosib.com/kumiai/>



栃木県安全施設業協同組合

代表理事 小出 利幸
外 役職員一同

宇都宮市清原台1-6-11
TEL 028 (666) 6121
FAX 028 (666) 6131

協同組合宇都宮車検センター

理事長 金柿 昌伸
外 役職員一同

宇都宮市平出工業団地44-14
TEL 028 (662) 5575
FAX 028 (661) 2662

～おかげ様で創立30周年を迎えました～ 物流ネットワーク栃木協同組合

理事長 相良 和司
外 役職員一同

宇都宮市双葉1-2-1
TEL 028 (684) 2300
FAX 028 (612) 2132
URL:<https://jl-tochigi.net>



暑さ厳しい折から皆様のご健勝をお祈り申し上げます

関東最大級の古物市場

【買取商品】新品から中古まで
家具、家電、OA機器、オフィス家具、厨房器機、
各種小物及び余剰在庫他 お問い合わせください。

関東道具市場協同組合

理事長 印 東 和 也
外 組 合 員 一 同

栃木市岩舟町静1476-1
TEL 0282(55)5548
FAX 0282(25)6568

協同組合自動車共済とちぎ事務所

理事長 秋 元 鉄 衛
外 役 職 員 一 同

宇都宮市中央3-1-4 栃木県産業会館1階
TEL 028(908)0066
FAX 028(908)0366
関東自動車共済協同組合 代理所
URL:https://jikyo-t.jp/

栃木県食肉事業協同組合連合会

会 長 綱 川 雅 之
外 役 職 員 一 同

宇都宮市川田町210-3
TEL 028(656)4092/FAX 028(656)6824

宇都宮畜産食肉事業協同組合

理事長 齋 藤 正 一
外 組 合 員 一 同

宇都宮市川田町211-3
TEL 028(656)5990/FAX 028(656)6824

栃木県東トラック事業協同組合

理事長 塚 本 貴 士
外 役 職 員 一 同

真岡市鬼怒ヶ丘8-3
TEL 028(667)2535/FAX 028(667)6011

話に花を添え 暮らしに潤いを与えてくれる お菓子をどうぞ

栃木県菓子工業組合

理事長 齋 藤 高 藏
外 役 職 員 一 同

宇都宮市岩曾町1327-1
TEL 028(661)6427/FAX 028(661)6524

栃木県管工事業協同組合連合会

会 長 和 田 均
外 役 職 員 一 同

宇都宮市平出工業団地44-28 宇都宮市管工事業会館2F
TEL 028(683)6372/FAX 028(683)6373
URL:http://www.tochikanren.or.jp/

足利鉄工業協同組合

理事長 柳 澤 敏 明
外 組 合 員 一 同

足利市有楽町835
TEL 0284(42)7545/FAX 0284(43)2664
URL:http://www.tetuas24.com

命の水を守り続けて40年

【官公需適格組合】

小山市漏水修繕及び電話受付等業務受託事業所

小山市管工事業協同組合 OYAMA Plumbing Guild

理 事 長 猪 瀬 修

小山市大字渋井789-7
http://oyama-kankumiai.com/



暑さ厳しい折から皆様のご健勝をお祈り申し上げます

栃木県建設業協同組合連合会

代表理事 石川 裕之
外 役職員一同

宇都宮市築瀬町1958-1
TEL 028 (639) 2611/FAX 028 (639) 2985

栃木県環境整備事業協同組合

理事長 菊地 豊樹
外 役職員一同

宇都宮市明保野町3-16
TEL 028 (614) 7929/FAX 028 (614) 2343

鹿沼建設業協同組合

理事長 宇賀神 勝
外 組合員一同

鹿沼市万町752-6
TEL 0289 (65) 2020/FAX 0289 (65) 6592

栃木県税理士協同組合

理事長 澤田 真由美
外 役職員一同

宇都宮市鶴田町3200-2
TEL 028 (637) 1007/FAX 028 (634) 0269
URL: <http://www.tochizeikyoo.or.jp/>

精進協同組合

代表理事 寶 潤澤
外 役職員一同

小山市八幡町1-1-5 オフィス115-202号室
TEL 0285 (30) 7780/FAX 0285 (24) 6662
URL: <http://tjsc.jp>

両毛舗装事業協同組合

理事長 岩澤 理夫
外 役職員一同

佐野市大橋町1126-6
TEL 0283 (21) 3122/FAX 0283 (21) 3123

宇都宮建設事業協同組合

理事長 野澤 充広
外 役職員一同

宇都宮市築瀬町1958-1
TEL 028 (636) 5221/FAX 028 (639) 2975
URL: <https://ukenkyo.org/>

栃木県印刷工業組合

理事長 小山 研一
外 役職員一同

宇都宮市宝木町1-28
TEL 028 (622) 7580/FAX 028 (622) 7588
URL: <http://www.topia.or.jp/>

とちぎ流通センター協同組合

代表理事 岩本 泰史
外 役職員一同

鹿沼市流通センター66
TEL 0289 (78) 2111/FAX 0289 (78) 2110
URL: <http://www.trc3.jp/>

おもちゃ団地協同組合

理事長 富山 幹太郎
外 役職員一同

下都賀郡壬生町おもちゃのまち1-3-10
TEL 0282 (86) 0331/FAX 0282 (86) 0333

栃木県板金工業組合

理事長 岩室 久夫
外 組合員一同

宇都宮市東浦町16-8
TEL 028 (659) 2177/FAX 028 (659) 2177

協同組合宇都宮餃子会

代表理事 伊藤 太朗
外 役職員一同

宇都宮市馬場通り2-3-12
MEGAドン・キホーテ ラパーク宇都宮店3F
TEL 028 (633) 0634/FAX 028 (633) 0636
URL: <http://www.gyozakai.com/>

栃木県美容業生活衛生同業組合

理事長 渡辺 稔
外 役職員一同

宇都宮市宿郷2-10-11
TEL 028 (651) 5225/FAX 028 (635) 3090
URL: <http://tochibi.com>

とちぎビジネスネットワーク協同組合

理事長 保科 純一郎
外 組合員一同

佐野市小見町108-21
TEL 0283 (62) 1238/FAX 0283 (62) 1083

栃木県興行生活衛生同業組合

理事長 柳 健
外 役職員一同

宇都宮市江野町7-13 プラザヒカリビル4F
TEL 028 (634) 3769/FAX 028 (634) 1414

塩原温泉旅館協同組合

理事長 田中 三郎
外 役職員一同

那須塩原市塩原675-9
TEL 0287 (32) 2248/FAX 0287(31) 1124
URL: <http://www.siobara.or.jp/>

暑さ厳しい折から皆様のご健勝をお祈り申し上げます

栃木県理容生活衛生同業組合

理事長 山本 賢 司
外 役 職 員 一 同
宇都宮市埴田4-4-10
TEL 028 (622) 3517 / FAX 028 (625) 7593
URL: <http://tochi-riyo.com/>

栃木県砕石工業協同組合

理事長 駒形 忠 晴
外 役 職 員 一 同
佐野市葛生東1-13-21
TEL 0283 (85) 3331 / FAX 0283 (85) 3332

栃木県遊技業協同組合

理事長 金 淳 次
外 役 職 員 一 同
宇都宮市二荒町5-19
TEL 028 (634) 6655 / FAX 028 (634) 6656

栃木県石灰工業協同組合

理事長 駒形 忠 晴
外 役 職 員 一 同
佐野市葛生東1-13-21
TEL 0283 (85) 3700 / FAX 0283 (86) 4310
URL: <http://www.tochigi-lime.com/>

足利トラックセンター事業協同組合

理事長 三ッ井 照 子
外 組 合 員 一 同
足利市野田町1120-22
TEL 0284 (72) 8706 / FAX 0284 (72) 8707
URL: <http://www.ashikagatruck.or.jp/>

栃木県個人タクシー協同組合

理事長 長 島 徹 男
外 役 職 員 一 同
宇都宮市明保野町5-8 サンダーIII 2階
TEL 028 (635) 9268 / FAX 028 (635) 9269

日光市大工協同組合

代表理事 星野 元 一
外 組 合 員 一 同
日光市今市1659-131
TEL 0288 (22) 7382 / FAX 0288 (22) 7382

赤帽栃木県軽自動車運送協同組合

理事長 相羽 俊 幸
外 役 職 員 一 同
宇都宮市下栗1-4-3
TEL 028 (638) 1919 / FAX 028 (638) 1912
URL: <http://tochigi.akabou.jp/>

小山広域廃棄物処理協同組合

代表理事 山本 久 一
外 組 合 員 一 同
小山市大字外城157-3
TEL 0285 (23) 3026 / FAX 0285 (25) 4711

下野市管工事業協同組合

理事長 吉田 宗 司
外 役 職 員 一 同
下野市小金井2349-1
TEL 0285 (53) 1883 / FAX 0285 (53) 3403

協同組合栃木県中小企業振興会

理 事 長 横 倉 正 一
外 役 職 員 一 同

当組合は、次の事業を行っておりますのでご利用ください。

◇ ETCコーポレートカード共同利用事業

高速道路をETCカードで走行する車両を対象に、各種割引制度が利用できます。ETCカードは、利用額に応じてコーポレートカードとUCカードの2種類を用意しております。

◇ 金融斡旋事業

中小企業に対する、商工中金からの借入れ斡旋を行います。

詳しくは、下記までお問合せください。

〒320-0806
宇都宮市中央3-1-4 栃木県産業会館3F
TEL・FAX 028 (635) 2065
URL: <http://www.sinkokai.jp>

暑さ厳しい折から皆様のご健勝をお祈り申し上げます

モノづくり事業協同組合

代表理事 福田 浩 治
外 役 職 員 一 同

宇都宮市東築瀬1-3-21 ADDビル303号室
TEL 028 (689) 8118/FAX 028 (689) 8119
URL: <http://monotsukuri.or.jp>

栃木県プロパンガス商業協同組合

理事長 大出 雄 一
外 役 職 員 一 同

日光市野口638-1
TEL 0288 (53) 5021/FAX 0288 (53) 5022

栃木県電機商業組合

代表理事 長 島 篤
外 役 職 員 一 同

宇都宮市戸祭町2183-1
TEL 028 (622) 9312/FAX 028 (621) 2901
URL: <http://tochigidenki.com>

栃木県コンクリート製品協同組合

代表理事 山 岸 信 介
外 役 職 員 一 同

宇都宮市平松町483-1
TEL 028 (635) 7778/FAX 028 (636) 1998

栃木県生花商協同組合

代表理事 金子 昌 郎
外 役 職 員 一 同

宇都宮市上御田町340 宇都宮花き地方卸売市場内
TEL 028 (688) 1401/FAX 028 (688) 1402

企業情報ネット協同組合

理事長 長 澤 幸 枝
外 役 職 員 一 同

宇都宮市双葉1-2-1
TEL 028 (678) 8064/FAX 028 (678) 8271
URL: <http://www.smpf.or.jp/>

栃木県道の駅連絡協議会

会 長 佐 藤 栄 一
外 会 員 一 同

宇都宮市中央3-1-4 栃木県中小企業団体中央会内
TEL 028 (635) 2300/FAX 028 (635) 2302
URL: <http://www.tck.or.jp/michinoeki/>

栃木県電気工事業工業組合

理事長 戸 塚 守
外 役 職 員 一 同

宇都宮市戸祭4-14-31
TEL 028 (622) 1931/FAX 028 (622) 1934
URL: <http://www.totiden.jp/>

栃木県青年経営者中央会

会 長 井 上 裕 史
外 役 員 一 同

宇都宮市中央3-1-4 栃木県中小企業団体中央会内
TEL 028 (635) 2300/FAX 028 (635) 2302



ホテルニューイタヤ
安心と華やぎ
×
感謝の心でお出迎え

栃木県宇都宮市大通り2-4-6 HOTEL NEW ITAYA ☎028-635-5511

資源のリサイクルで地球温暖化防止に貢献します

栃木県リサイクル協同組合連合会

会 長 阿久津 広 輔
外 役 職 員 一 同

宇都宮市天神2-7-18

鈴木会計事務所内

TEL 028 (634) 5930

FAX 028 (666) 8513





AI活用の資源回収伝票処理システムによる業務改革

山形市再生資源協同組合（山形県）

集団資源回収の伝票処理について、組合員が手書きで記入・保管、事務局でとりまとめ入力していたが、月300件程度の処理にひと月程度かかり、提出の遅れ・記入ミス・伝票書き直し・行政側の資料との不整合などの問題があった。このような状況の改善が必要との認識から、三沢理事長を中心として事業に着手、資源回収管理システムの構築によるデータの一元管理を進め、資源回収業務後の事務処理の効率化と、関係者を含めた運営コスト削減を図ることに取り組んだ。

理事長を中心に事業の必要性を説明し総会で取組みを議決、事務局・専門家・開発業者・中央会等、関係者が委員会にて検討を重ね、システムの要件を明確化し「資源回収システム」を約半年で完成させた。開発のプラットフォームは、ローコード開発ルールを使うことで短期間、かつ比較的少ない費用で開発することができた。システムの処理の流れは、①各組合員作成の計量書（手書き）をタブレットのカメラ機能で撮影、②AI-OCR機能で手書きを判読、③タブレットからシステムのデータベースにインプット、④読み取りエラー等のチェック、⑤関係先にデータで送付もしくは指定の回収伝票にプリントアウト、というものである。AI-OCR機能の読み取り精度は高く、データはサーバー上で一元的に管理され、異常値が入力された場合や修正が必要な場合は、保存された伝票の画像を原資証票として確認することができるため、修正も容易である。データ入力が、手書きの資源回収伝票を撮影するだけでデータ化されるというシンプルなものであるため、組合員にも抵抗なく使うことができ、事務局での手入力や集計作業も必要ない。

組合員が手書き伝票を事務局に持参・郵送する手間がなくなり、事務局でも毎月300枚にも上る手書き伝票を表計算ソフトに入力して集計するという手間が一掃された。以前に比べ大幅な時間の短縮（25日ほど短縮化）とともに、再入力に伴うミスや伝票を遡っての修正作業等も無くなった。これにより事務処理コストの負担も軽減された。また山形市に提出する年次資源回収実績の照合作業も効率化され、手作業では1月上旬から3月上旬までかかっていたものが、1月20日頃には完了するようになり、市の側でも業務負担が軽減された。



回収伝票をタブレット端末のカメラで読み取って起票する



資源の回収収集作業

住 所	山形県山形市近田45		
設 立	平成16年5月	主な業種	資源回収業
組合員数	21人	出 資 金	2,100千円

（「令和5年度組合資料収集加工事業報告書」より転載）

★ Q&A ★ 異業種組合における共同事業の利用について

Q

異業種の中小企業による組合設立の動きがあるが、異業種であることから、組合の事業によっては一部の組合員のみが利用する場合があります。このような場合には中協法第5条第2項の直接奉仕の原則に反しないか。

A

異なった事業を行う中小企業者が、それぞれの有する異質の技能、技術等を出し合い相乗効果により新しい成果を生み出すために組織化を行おうとするものが出てきている。これらの組合は、異なる種類の事業を行う者の集まりであることから、組合事業の種類、内容によっては一部の組合員のみが利用することがあり得る。しかし、次のような場合には、中協法第5条第2項の直接奉仕の原則に反しないものと解されている（58.8.27中小企業庁指導部長通達）。

- ①組合事業が現実の一部の組合員についてのみ利用されるのであっても、組合事業の利用の機会が公平に与えられるようになっている場合
- ②組合事業の利用の機会が過渡的に一部の組合員についてのみ与えられているにすぎないとしても、将来的に他の組合員にも利用の機会が与えられる計画、仕組みとなっている場合
- ③組合員の事業が有機的に連携している組合において、資材購入や研究開発等の組合事業が一部の組合員についてのみ利用される場合においても、その効果が組合員事業の連携等を通じ究極的に他の組合員にも及ぶことが明らかである場合

（全国中小企業団体中央会「組合質疑応答集」より転載）

景況レポート

～52名の情報連絡員による報告～

令和6年6月分

6月の県内DI値は、前月と比較して、売上高は9.6ポイント、収益状況は15.4ポイントとそれぞれ上昇し、業界の景況に変動は見られなかった。

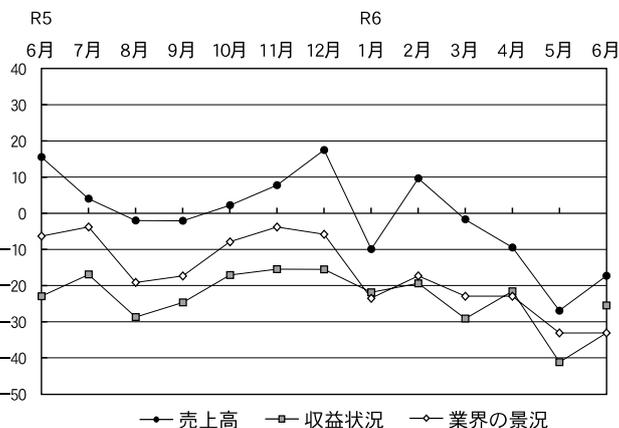
製造業を中心に、円安による原材料価格の高止まりや人件費の増加などが重荷となっている。人材確保、価格転嫁への対応もまた喫緊の課題である。人流は一部の業種で増加が見られた時期もあるが、消費活動は全体的に鈍化の傾向にあり、売上が伸び悩んでいる状況は変わらない。今後の景気の予想としては、日本銀行の追加利上げや人手不足の継続などマイナス要因も多く、横ばい傾向で推移するとみられる。

景況天気図（前年同月比のDI値）

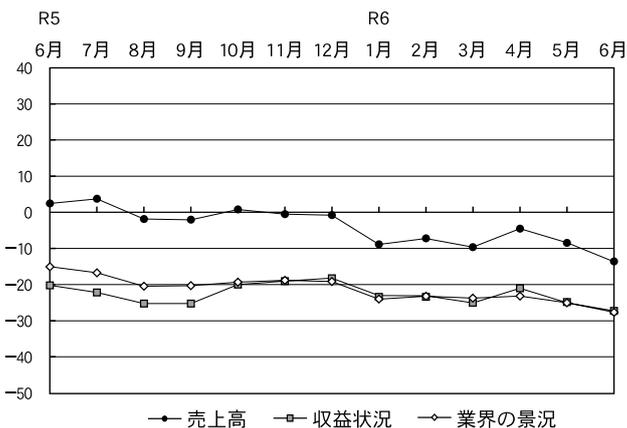
	全体	製造業	非製造業
売上高	 -17.3	 0.0	 -33.3
在庫数量	 -2.9	 0.0	 -10.0
販売価格	 28.8	 40.0	 18.5
取引条件	 -15.4	 -16.0	 -14.8
収益状況	 -25.0	 -12.0	 -37.0
資金繰り	 -11.5	 -4.0	 -18.5
設備操業度	 -12.0	 -12.0	
雇用人員	 -9.6	 -4.0	 -14.8
業界の景況	 -32.7	 -28.0	 -37.0

DI値の推移（対前年同月比）

▼栃木県



▼全国



※DI (Diffusion Index) 値とは、景気の動きをとらえるための指標です。各景況項目について「増加・好転」との回答した業種から、「減少・悪化」との回答をした業種の割合をもとに示しております。

 30以上	 10以上 30未満	 -10以上 10未満
 -30以上 -10未満	 -30未満	

製造業	食料品		昨年5月のコロナ明けから1年以上が過ぎて、人流が増え消費も活発化する季節となったが、暑さが厳しく県内の観光地等ではお土産品等の売れ行きがダウンし消費が厳しいとの声あり。しかし、宇都宮市内オリオン通りには、若い人を中心に人手が多く消費も活発との事。また、コロナ中のゼロゼロ融資を受けて継続していた外食店等が返済時期を迎えて、返済に耐え切れず閉店するお店が出ているとの情報あり。色々なコストアップで消費者の感覚が値上げに慣れるまで、我々も値上げで売れ行きが落ちても頑張るしかないと思っている。(めん類製造業)
	繊維工業		大手のアパレル筋が今月から来春シーズンに向けての動きがスタート。様々な商材の問い合わせを受けているが、特定の(好調の)ブランドに限定されている印象を受ける。服飾資材に関してはファスナー等、安定して需要があるが、レースは使用企画を検討しているブランドは少ないようだ。(絹・レース・繊維粗製品製造業)
	木材・木製品		円安に伴う材料価格の高騰・住宅着工の落ち込みによる売上減少・人手不足、賃上げ圧力等により、依然厳しい状況が継続している。(家具・建具製造業) 住宅需要の減少が続いている。それにより一部木製品の値下りが見られる。一方、設備機器は値上り傾向。在庫増加は、今後、非住宅物件等の受注が見込まれるため。(木材・木製品製造業)
	印刷		ペーパーレス化のもと、各社受注品目の拡大、提案力の強化、選択と集中による効率化、新事業など業態変革に取り組んでいる。(印刷業)
	窯業・土石製品		週末の来客数は増えているように感じる。陶器市後なので、売上は伸びてないようだ。他産地からの原材料の仕入れは、物価高に伴い、値段の高騰や輸送費の値上げが問題になっている。業界の生産も動き出しが見受けられているが、燃料のガスの値上げも問題になっている。(陶磁器・同関連製品製造業)
	鉄鋼・金属		鋼材仕入は6月も値上がり傾向にあって更なる価格転嫁が必要。猛暑続きの中、電力費の高騰…これからの夏対策が心配。金型は話題が無くて先が見えない。昇給や所得税減税があっても残業の減で上がった感が無い現実。コロナ以降、残業をしたくない社員が多い傾向。人材派遣社員もいない、嫌ならすぐ辞めてしまう。円安はどこまで進むのか。(金属製品製造業)
	一般機器		会員企業の中で破産企業が1社出た。金型製造業の会社。製造業関係のところを調べてみるとかなり悪化していることがわかる。特に設備投資関係の落ち込みがひどいようだ。以上のことから新しい産業が生まれてきてないのが実情だろう。(一般機械器具製造業)
非製造業	卸売業		業種・取扱商品によって流通量の増減に差がある。全体的に荷動きはあまり良くない。燃料価格は、高止まりが続いており、物価高騰と相まって、収益を圧迫している。輸入関連で円安の影響が大きく出ていて、コストが増加している。従業員の人員確保が難しい。(募集をかけても集まりにくい。)賃金アップについても対応していく中で、原資の確保など課題も多い。(各種商品卸売業)
	小売業		依然として景気回復は見られず、益々「低迷の6月期」だった。飲食店関係は、宇都宮の賑わい創造のために企画したオープンカフェ事業は商店街治安維持のため午後10時までになり多少の影響もあると聞いている。原材料の価格の上昇もあって利益15~20%減とのこと。特に地方では、一般小売業、特にアパレル関係が低迷している。小売価格の値上げ等により20%弱の減少。益々厳しさを感じるどころ。(各種商品小売業)
	サービス業		アウトサイダーの理容店に勤務していた従業員が新規に店舗開設をすることになり、該当支部の行事等への声掛けを行い、少しずつ組合加入のメリットを伝え新規加入していただくことが出来た。これからの組合員増員の足掛かりになればと思う。(理容業)
	建設業		昨年同月同様、内装業界においては6月の業績は低調。今年度においても同様な状態が続いている。また、材料費等の仕入れ価格も依然として上昇しており収益の圧迫傾向は続いている。(職別工事業)
	運輸業		全国的にみてタクシー業界は横ばい状態なのだが、直近3ヶ月間で見ると地域差が見受けられる。自分なりに分析すると、好調なのは千葉県が最も良く20%強のプラス、続いて沖縄・大阪・富山・石川あたり。我が栃木県も直近3ヶ月103~105%増。観光を目的としたプラス、それも千葉県の数字が表すように海外からの観光客増のプラスとみられる。逆に、東北・近畿の一部・九州各県の落ち込みが大きい。宇都宮市内ではタクシーのアプリ配車(TAXI GO)と思われる各社(各車)の動きを感じる。当組合にも導入に向かい話を進めている。今後ますます顕著になっていくと思われる。(一般乗用旅客自動車運送業)

※情報連絡員の方より頂いたコメントの中から一部掲載しています。
集計結果の詳細は本会HP (<http://www.tck.or.jp/>) をご覧ください。

宇都宮石材協同組合

理事長 青木 克浩さん

家は一生ものと言いますが、「お墓」は子々孫々まで引き継いでいく一家の拠り所でもあります。

宇都宮石材協同組合は、組合員の技と知恵を集約し、高品質で安心できる墓石工事を提供するとともに、「お墓の相談所」としてお客様に寄り添い、墓地探しから施工まで包括的なサービスを行っております。

今回は、当組合の青木克浩理事長に、設立の経緯や事業状況、今後の展望についてお話を伺いました。



青木 克浩 理事長

初めに、組合の設立の経緯について教えてください。

当組合は、明治5年1月に発足した任意団体「宇都宮石工組合」が前身であり、昭和53年5月18日に現在の名称である「宇都宮石材協同組合」として法人化しました。協同組合誕生から計算すると本年で46年目、任意団体時代まで遡ると152年目を迎えたことになり、大変歴史のある団体だといえます。

その後、現在の所在地である「東の杜公園」の造成計画が平成9年に公表されました。これまで既存霊園内においては、個別石材店の過剰な営業活動が問題となっており、その対策として「市民のための建墓における相談所」の設置が認められたことから、同年6月に当組合の一部の組合員で「東の杜石材協同組合」を設立しました。その後は「宇都宮石材協同組合」が石工事、「東の杜石材協同組合」が墓石工事の共同受注を行う組織としてそれぞれ活動していました。

このような経緯があり、同地区に2つの同業種組合が併存していたわけですが、21世紀に入ってから組合を取り巻く経済環境は目まぐるしく変化し、組合運営の在り方を大きく見直すべきタイミングにありました。その中で、中央会から組合合併に関する支援を受け、平成15年に両組合を新設合併し、元の名称を残す形で新たなスタートを切ることになりました。

主な事業について教えてください。

当組合の主な事業は、共同施設の設置・運営管理と、石材工事の共同受注・共同検査です。

共同施設の設置・運営管理については、建墓の相談所と墓石の展示場を運営しております。東の杜公園内にお墓を建てる予定のお客様に対し、実際に目で見て耳で聴いて、正しい情報を掴んでもらうことが大きな目的です。また、お客様の生の声を反映して、献花やお線香等の販売、終活アドバイザーによる相談も行っております。

次に共同受注ですが、受注活動に積極的に取り組み、組合及び組合員の安定的な収入を確保できるよう努めています。また、受注案件については共同検査を行っております。自主検査はもとより、「組合施工マニュアル」に基づき担当組合員が施工し、第一責任者となります。そして組合が第二責任者となり、二段階で保証しております。問題があれば速やかに対応出来るシステムです。施工後は組合側だけでなく、お客様にも徹底的に確認していただきます。東日本大震災が発生した際、当組合が施工に携わった墓



墓石の展示場（東の杜公園内）

地は、被害件数が“ゼロ”でした。これらの取り組みの成果だと自負しております。

その他、近年は全組合員参加の施工を通じ、お互いの施工方法や道具・機械・車両等の情報交換を活発に行っています。こうしたタイミングで、代表者（親方）以外の各組合員の職人たちも集まるのが、当組合の特徴といえます。職人同士も仲が良いです。各組合員で職人を多数抱えられない現在、このような良好な関係性であるため、組合員同士で職人を融通し合いながら仕事を行うことができ、大変助かっています。

最近、特に力を入れている取組について教えてください。

当組合設立以来の大きな工事である、「宝勝寺」（宇都宮市）の区画整理に伴う墓所移転工事については、現在4割ほどの進捗状況となっております。ご依頼主様に満足していただけるよう、引き続き培ってきた経験と技術で精魂を込め、施工してまいります。

また、昨年宇都宮市営霊園の指定管理者へ挑戦を試みましたが、僅差で受注することが叶いませんでした。次回は必ず管理者に選定され、石材業者の私たちにしかできないサービスを提供出来るよう、組合一丸となって取り組みたいと強く思っております。

さらに、新規契約獲得にも力を入れています。昨年、展示場の大幅な改修工事を行ったことで、新規契約に大きな役割を果たしていると思います。また、対応する職員は終活アドバイザーの資格を取得して親身に対応しており、その成果が数字にも如実に表れております。

その他、青年部については、後継者不足で人数が少ない事情もあり、組合員の従業員にも参加してもらっています。今後も親睦を深めていければと考えております。



「建墓の相談所」として機能する組合事務所

今後の展望について教えてください。

現在8社で運営している当組合にとって、ゆくゆくは組合員の増強が必要だと思っておりますが、“どなたでも”という調子で単に数を増やすより、“いかに足並みを揃えられるか”を大切にしていきたいですね。元々、少数精鋭でやってきた我々にとっては、その点がとても重要です。

昨今、お墓に関する考え方が変わってきており、樹木葬や散骨など石材を使用しないお墓が増加し、所有するお墓を更地にして改葬する方も増えています。「墓石離れ」が進み、我々の業界は非常に苦しい状況です。

しかし、「ピンチはチャンス」でもあります。今後も、常にアンテナを高くし、「一縷の望みがあればやってみる」というスタンスで、新規事業へ積極的にチャレンジしていきたいと思っております。

最後に中央会に期待することを教えてください。

中央会には、日頃より組合法を順守するためのアドバイスなどをいただき感謝しております。

今後の要望としては、新規工事受注に関する相談に乗っていただければと思っております。ゼネコン・サブコンからの石工事等の受注に際し、業務上の責任の所在を問われることがあります。円滑に業務遂行できる体制を構築するにはどうすればよいか、アドバイスをいただけたら幸いです。

昨今問題視されている「職人不足」への対応にも、組合はうってつけの組織だと思っております。一声かければ職人を数十人単位で揃えられますから。自社で受注できない仕事も、「組合」をステップにすれば手が届くこともあると思います。組合の特性を生かすためにも、今後とも組合運営全般についてご指導をお願いいたします。

代表者	青木 克浩 (株式会社石太郎 代表取締役)
設立	昭和53年5月18日 (合併年月日:平成15年6月19日)
所在地	宇都宮市氷室町2272-1
電話	028-670-5357
組合員数	8人

本日はありがとうございました。

育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法改正ポイントのご案内

令和6年5月に育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法が改正されました。令和7年4月1日より段階的に施行される見込みです。改正ポイントの一部をご紹介します。

I. 育児・介護休業法の改正ポイント

- ① 柔軟な働き方を実現するための措置等が事業主の義務になります
- ② 所定外労働の制限（残業免除）の対象が拡大されます
- ③ 育児のためのテレワークの導入が努力義務化されます
- ④ 子の看護休暇が見直されます
- ⑤ 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮が事業主の義務になります
- ⑥ 育児休業取得状況の公表義務が300人超の企業に拡大されます
- ⑦ 介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置が事業主の義務になります



II. 次世代育成支援対策推進法の改正ポイント

- ① 法律の有効期限が延長されました

令和7年（2025年）3月31日までとなっていた法律の有効期限が、令和17年（2035年）3月31日まで延長されました。あわせてくるみん認定制度も継続されますが、今後、省令により認定基準の一部を見直すこととしています。
- ② 育児休業取得等に関する状況把握・数値目標設定が義務付けられます（従業員数100人以下の企業は努力義務の対象）

詳細については厚生労働省のHP (mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html) または栃木労働局雇用環境・均等室 (TEL:028-633-2795) までお問い合わせください。

中央会からのお知らせ

「人材採用・定着力強化セミナー」のご案内

多くの中小企業において人材不足が深刻な状況にあり、人材確保及び人材定着へ向けた企業側の意識の変革と具体的な取組が急務となっております。そこでこの度、下記のとおり全2回の講習会を開催することになりましたので、ぜひご参加ください。

日 時	第1回 令和6年9月5日(木) 14:00~16:00 第2回 令和6年10月3日(木) 14:00~16:00 ※どちらか一方のみの参加も可能です。
場 所	ホテルニューイタヤ 「蓬莱の間」 宇都宮市大通り2-4-6 Tel: 028-635-5511
講 師	第1回 むすび株式会社 代表取締役 深澤 了 氏 第2回 株式会社クオリティ・オブ・ライフ 代表取締役 原 正紀 氏
参加費	無 料
参加方法	会場参加(先着20名)またはオンライン(Zoom) ※オンライン参加の方につきましては、前日までにZoomミーティングURLをお送りいたします。

※本セミナーへ参加をご希望の方は、下記連絡先までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

栃木県中小企業団体中央会 事業推進部(駒場)
TEL: 028-635-2300/FAX: 028-635-2302

「経営者セミナー・異業種交流会」のご案内

本会では、大樹生命保険株式会社 栃木支社との共催により、下記の通り中小企業の経営課題解決に役立つセミナーを開催するとともに、異業種交流会によりビジネスマッチングの場を提供いたします。販路開拓等をご検討の方、是非この機会にご参加ください。

日 時	令和6年10月29日(火) 17:00~20:00
場 所	ホテルニューイタヤ 宇都宮市大通り2-4-6 Tel: 028-635-5511
内 容	【第1部】 経営者セミナー 「DXで進化する中小企業 ~業務効率化とコスト削減の完全成功ガイド~(仮)」 講師 株式会社アキモ 代表取締役社長 秋本 薫 氏 【第2部】 異業種交流会

※詳細につきましては、後日、正式な開催通知をもってご案内いたします。

【お問い合わせ】

栃木県中小企業団体中央会 事業管理部(上岡・日詰)
TEL: 028-635-2300/FAX: 028-635-2302

中央会からのお知らせ

目指せ！
組合運営のエキスパート！

中小企業組合士養成講習会 参加者募集中！

組合の円滑な運営や効果的な事業を推進するためには、専門知識を有する人材の養成が必要不可欠です。

そこで本会では、組合の「制度」「運営」「会計」の3分野、延べ8日間の研修カリキュラムにより、基礎的な知識から実践的な実務・ノウハウ等の習得を目指した講習会を開講します。



- 【開催日程】** 令和6年9月10日(火)～10月8日(火) (全8回)
13:30～16:30
*一部の日程でも受講できます。5回以上受講された方に、受講修了書を交付します。
- 【開催場所】** 中央会 会議室
(宇都宮市中央3-1-4 栃木県産業会館7階)
- 【講座内容】**
- ・制度 中小企業基本法／中小企業組織化の意義／法令・定款 他
 - ・運営 組合運営上の基本的留意点／事務管理／労務管理／労働関係法 他
 - ・会計 組合会計／組合特有の会計処理 他
 - ・総合 中小企業組合検定試験対策過去問題演習
- 【受講料】** 無料
- 【お問い合わせ】** 栃木県中小企業団体中央会 事業管理部 (結城・上岡)

インボイス制度対応専門家派遣のご案内

本会では、インボイス制度への対策を支援するため、相談・講習会に対し専門家を派遣します(原則無料)。インボイス対応でお悩みの方、この機会に是非ご活用ください。

相談内容・研修テーマ

消費税の仕組みやインボイス制度概要等の基本事項から、取引業種に応じた交付方法等の具体的事項まで、組合・組合員企業の実情に合わせてテーマを設定できます。

- インボイスの記載方法の具体例と留意点(端数処理等)
- インボイス交付のケース別対応例(代理交付・媒介者交付等)
- 免税事業者に係る登録の経過措置
- インボイス制度に対応したデジタル化
- インボイス制度導入後の事務手続きにおける疑問点(不明点)

お問い合わせ 栃木県中小企業団体中央会 事業推進部 (近江・小林)

編集後記

6月からイマイチパツとしない天候が続きましたね。いつの間にか梅雨入りしたのか、と思えばこの間気象庁から梅雨明けの発表があったりなど、気づけば猛暑真っ只中にある今日この頃です。梅雨らしいまとまった雨もあまり降らなかった気がします。

そういえば、今年是天候不順のためか梅が凶作だったそうで、各地の直売所で品薄気味でした。私はなんとか1kg分手に入り、調味料づくりとして醤油漬けを仕込みました。これがポン酢などとは一味違った爽やかさがあり、この暑い時期にピッタリな逸品になるんです。漬け込んだ梅もカリカリ梅のように美味しくいただけます。来年は皆様もお試しになられてはいかがでしょうか？(I.K)

組合の情報やPRチラシを、「中央会 Monthly とちぎ」に同封しませんか？

商品やイベントの告知をしたい方、組合チラシを幅広く配布したい方、ぜひ当会「チラシ同封サービス」をご活用ください。発送コストの削減や、効率的なPRが可能となります！詳細はお電話にてお問合せください。